平成２２年（フ）第１９５号
岡山県倉敷市中央１丁目27番９―204号
債務者　林　　淳一
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
山口県宇部市草江１丁目２番48―３号
債務者　嶋田　　愛
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７９４号
札幌市北区あいの里４条５丁目21番７号
債務者　鈴木　春静
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９５号
札幌市北区あいの里４条５丁目21番７号
債務者　鈴木　光恵（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９０号
札幌市手稲区曙１条１丁目４番８号　ベジタブルハウス107号
債務者　打田　政啓
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４１号
札幌市豊平区平岸１条13丁目６番５号
債務者　芳賀　　恵（旧姓佐取・山口）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６９号
札幌市東区中沼西５条２丁目２番25号
債務者　宮川　敏之
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７０号
札幌市東区中沼西５条２丁目２番25号
債務者　宮川　幸子（旧姓床波・渡引）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１０２号
札幌市東区東苗穂１条３丁目３番１―103号
債務者　永井　智幸
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５０号
札幌市南区澄川３条５丁目２番１―103号
債務者　渡理小千枝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５５号
札幌市東区北25条東14丁目１番15号　ドリームハイツ１階右
債務者　土屋　聖美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１６４号
札幌市白石区本郷通10丁目北２番１―805号
債務者　加我　千尋
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１７６号
札幌市豊平区中の島１条７丁目６番28号　コーポ水木101号
債務者　南部　智志
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１８８号
北海道江別市向ケ丘24番地の３　アスティオン243―110号室
債務者　堀　　浩昭
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２４号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目135番地　菊水上町団地２―601号
債務者　藤本　奈歩（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３１号
札幌市北区新川西５条４丁目５番16号
債務者　堀　　寛子（旧姓尾上）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３７号
札幌市北区北35条西10丁目１番12号　サンコート西麻生402号
債務者　松崎　　薫（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２４１号
札幌市北区篠路９条１丁目１番３―106号
債務者　土肥　尚子（旧姓伊山）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部